



とっても  
簡単!

# マイナンバーカード

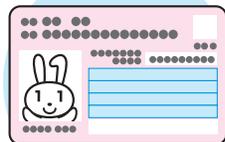
1



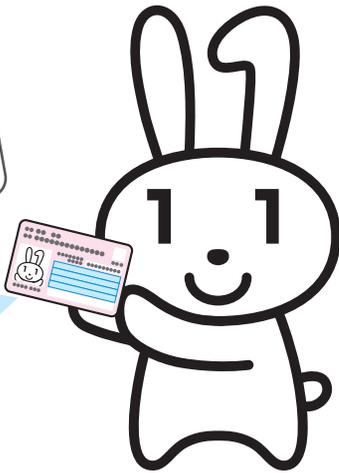
## 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード



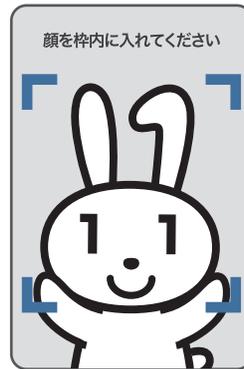
2



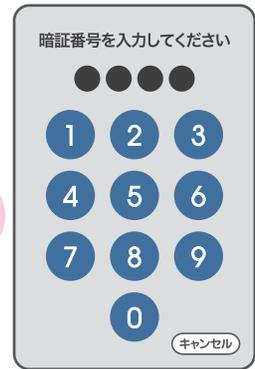
## 本人確認

顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意  
しますか。  
この情報はあなたの診察や健康管理  
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診察や健康管理  
のために使用します。

同意しない・40歳未満

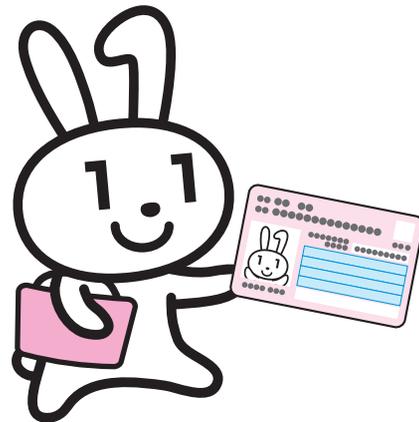
同意する

4



## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを  
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

また、当施設は電子処方箋に対応しているため、直近までのお薬情報を見ることができ、より、患者さんに寄り添った対応ができます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 本年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(来年12月1日まで)**使用可能です。
- 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。**  
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー  
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

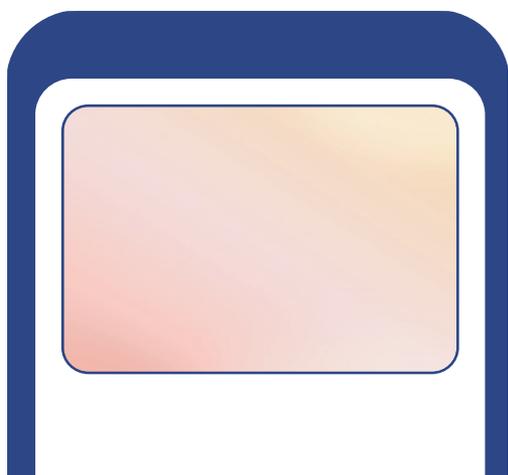
マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



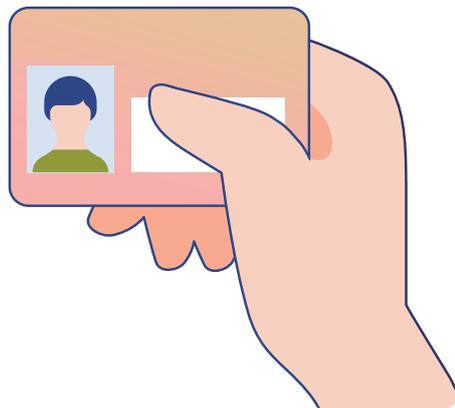
ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 当施設はマイナ保険証が スマホでも使えます

スマホでも



カードでも



※他の施設では対応していない場合がありますので、事前にご確認ください。  
未対応の施設では、引き続き、実物のマイナンバーカードをご持参ください。



顔認証付きカードリーダーの

スマートフォンを利用

を

押してスタート!!



来院・来局前にスマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた事前準備を行ってください!

マイナンバー  
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30(年末年始を除く)  
※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付



スマートフォンの  
マイナ保険証利用について  
もっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

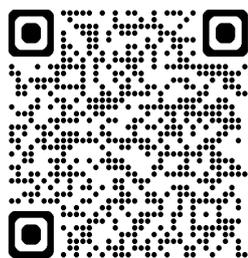
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

# 電子処方せん 対応施設です

マイナ受付対応中

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた  
処方せんを電子化したものです



患者さんが電子処方せんを選択し、  
医師・歯科医師・薬剤師が患者さんの  
お薬情報を参照することに対して、同意することで、  
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報に  
もとづいた医療を受けられるようになります。  
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

## 「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）ができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！

